

帝京科学大学動物委員会規程

(趣 旨)

第1条 帝京科学大学（以下「本学」という。）に帝京科学大学動物委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、本学で飼育される脊椎動物（以下「飼育動物」という。）の飼育及び実験並びに教育・研究における利用が、科学的かつ倫理的配慮のもとに適正に実施されるために必要な事項を審議する。

(審議事項)

第2条 委員会は、飼育動物の飼育、実験、利用及び管理に関わる事項について審議する。

(組 織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) アニマルサイエンス学科長
- (2) 生命科学科長
- (3) 総務課長
- (4) 動物実験を実施する学部の専任教員若干名
- (5) 動物飼育及び実験に携わらない専任教員1名

2 前項第4号及び5号の委員は、学長が任命する。

(任 期)

第4条 前条第1項第4号及び5号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会の委員長は、委員の中から学長が委嘱する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(会 議)

第6条 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(委員以外のものの出席)

第7条 委員長が必要を認めたときは、委員以外のものを会議に出席させ、意見を聞くことができる。

(飼育動物の届出)

第8条 委員会は、責任者から届け出のあった飼育動物について、別に定める動物飼育に関する要項に従い、科学的飼育かつ動物倫理の観点から飼育に関する助言指導をすることができる。

2 委員長は、不適切な動物飼育が実施されている場合は、飼育について指導又は助言

することができる。

(動物実験計画の審査)

第9条 委員会は、実験動物の実施責任者から申請された実験計画について、別に定める動物実験に関する実施要項に従い、科学的かつ倫理的視点から審査する。

2 審査の判定は、出席委員全員の合意を原則とする。

3 委員長は、審査終了後速やかにその判定結果を学長に報告する。また、必要に応じて実施計画の見直しを勧告できる。

4 審査経過及び判定は、記録として保存し、委員会が必要と認めた場合は、公表することができる。

(専門委員会)

第10条 委員会に、専門の事項について検討させるための専門委員会を置くことができる。

(事務)

第11条 委員会の事務は、事務局総務課において処理する。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に当たって必要な事項は、委員会が別に定める。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、教授会に諮り学長がこれを決定する。

附 則

1 この規程は、平成4年10月14日から施行する。

2 第3条第1項第3号の委員については、この規程施行後の最初の任期は、第4条の規程にかかわらず平成6年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (帝京科総第146号 平成20年3月26日)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。